

## FHをめぐる諸制度は？

### ホームの質問に応じてー厚生労働省の方との話し合い

### (九州ブロックFH協議会研究大会より)

先の7月13日(火)九州ブロックの研究大会がZOOMで行われました。会の運営に当たっては佐賀の児童養護施設 聖華園のスタッフや佐賀県里親支援機関「こねくと」、佐賀県里親支援専門相談員の皆様のご協力をいただき成功させることができました。ありがとうございます。会の基調講演は「佐賀女子高校長の吉木知也先生」が子どもたちへ熱いメッセージを送っていただきました。この内容は、11月10日(水)の日本FH協議会の「全国大会」で再現されると思います。たいへん興味深く、私達にも大いに参考になるようなお話でした。その後、厚生労働省の担当の方、胡内氏の行政説明、そして九州各県から出された質問に松浦氏が回答する進行でした。

ここでは、各県から出された質問を厚生労働省の措置費担当松浦氏にていねいに回答いただきましたので、質問と回答を中心にまとめました。

---

**Q FHは措置児童が少なくなってくると運営が難しくなってきます。措置費の「定員払い」はできないでしょうか？**

**A FHの方で難しいお子さんを引き受けていただいていますので、いただいたご要望を真摯に受け止めて考えていきたいと思っております。**

---

**Q 高校卒業後の就職支度金は支弁されますが、社会的養護自立支援事業を使い、22歳まで委託された子どもも就職支度金がでるのでしょうか？**

**A 高校卒業後の就職(多くは措置延長後の4月から)や、大学卒業(社会的養護自立支援事業終了後)も対応できます。積極的に活用していただきたいと思っております。各自治体も財源の確保に努めていただきたいと思っております。**

---

**Q 高校から各種学校への進学に際しての交通費の支弁をお願いしたい。**

**A 現時点では回答するのは難しいですが考慮したいと思っております。**

---

**Q 408問題の予算を各県で立てていませんか？**

A 今年度から始まった事業ですので、なかなか進んでいない点はあると思います。FH の皆さんには、難しいお子さんを引き受けていただいていますので、社会的養護の重要な担い手の FH の皆さんの負担軽減や質の高い支援を考え体制強化事業として厚労省からも各自治体に働きかけますが、各県の FH の皆さんも各自治体に働き掛けてもらえばと思います。その際にエビデンスとなるもの、障がい児の受け入れの統計等や、実際に 408 万円を受けた場合にどのように活用したいかを各自治体に示していく事が必要ではないかと思います。

※九州の 2～3 県ではすでに前向きな考えが行政より出されています。

Q コロナ禍で子どもたちのオンライン授業が増えましたが、高校生で措置延長児 2 名の通信費が出ません。

A 3 年で修まらない場合でも対象になるという考えで運用しています。高校生で例えば病気で留年しても、高校生の間は特別育成費の対象となります。

Q 成人年齢が令和 4 年 4 月 1 日から 18 歳に引き下げることで委託の形が何かかわることはありますか。



A 措置費制度としては、今の現状の措置費の支弁と変わりあることはありません。20 歳までの措置延長についても同様です。改正前の時点で、全国の課長級会議や通知でお知らせしています。

Q フリースクール等に通う子どもについて、月 1 万円強の費用がかかるが措置費でまかなえません。

A 学習の機会の保障という面を考え、検討していきたいと思います。

Q 小中学生の給食費は実費で支弁されるが、高校の昼食費について特別育成費で請求していいか。

A 高校生の昼食代については、一般生活費にのせるのか、特別育成費で請求するのかという議論はあると思いますが、高校生が部活動を行うと小中学生以上に食費がかかると思いますので、実態に合わせて支弁できるように財源

の問題もありますので努力したいと思います。

---

Q オンライン授業に対応できるように WIFI 設備を充実していますが、その費用をどのように特別育成費で請求していいのか。

A 事務連絡で出したように、主に学習で使用する事であれば特別育成費で請求しても構いません。学習で使用する分との切り分けが難しいとは思いますが、主として学習で使用していただけるのであれば、学校からの行事連絡や部活動からの連絡及びお友達とのやり取り等も学校生活の一環として考えていますので請求してもいいと思います。そういったことを考えると今の特別育成費の補助基準額で足りるのかという事もありますので、皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

---

Q 特別育成費の入学時特別加算費について入学時にかかる費用について3月にかかる経費で足りない分を年度またぎで特別育成費で請求できないか。

A 実際に年度またぎで請求出来ている県もあるので、全国的に統一した方がいい点については事務連絡等いろいろな機会を通して、こういう運用ができるのではないかと示すことができるという事で周知したいと思います。社会的養護の子ども達がどういう形で進学したとしても等しく支援が受けられるようにという観点で考えていきたいと思います。各地域で実態も違うと思いますので、特別育成費の基準額を上げた方がいいのか、高校の交通費のように実費で支弁した方がいいのか引き続き検討したいと思います。

---

Q 特別育成費は措置延長の子どもにも適用されますか。

A 措置延長児でも、なんらかの理由で留年や通信制及び定時制の学校に通う子ども達の高校でかかる費用についての特別育成費は支弁されます。

以上様々な質問や回答は全国の FH の皆さんにも当てはまる内容が多いと思います  
厚生労働省の方々は「FHのことを知りたい」と考えています。また各地域で同様な会合があれば参加したいという意向でした。

